

# 減価償却資産の耐用年数表

別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

【車両及び運搬具 1/1】

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両(架空索道用搬器を含む。)	電気又は蒸気機関車	18
		電車	13
		内燃自動車(制御車及び附随車を含む。)	11
		貨車	
		高圧ポンベ車及び高圧タンク車	10
		薬品タンク車及び冷凍車	12
		その他のタンク車及び特殊構造車	15
		その他のもの	20
		線路建設保守用工作車	10
		鋼索鉄道用車両	15
		架空索道用搬器	
		閉鎖式のもの	10
		その他のもの	5
		無軌条電車	8
		その他のもの	20
		特殊自動車(この項には、別表第2に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。)	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車
	モータースノーパー及び除雪車		4
	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの		
	小型車(じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。)		3
	その他のもの		4
	自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。)		
	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具(前掲のものを除く。)	小型車(貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。)	3
		その他のもの	
		大型乗用車(総排気量が3リットル以上のものをいう。)	5
		その他のもの	4
		乗合自動車	5
		自転車及びリヤカー	2
被けん引車その他のもの		4	
前掲のもの以外のもの		自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)	
		小型車(総排気量が0.66リットル以下のものをいう。)	4
		その他のもの	
	貨物自動車		
	ダンプ式のもの	4	
	その他のもの	5	
	報道通信用のもの	5	
	その他のもの	6	
	二輪又は三輪自動車	3	
	自転車	2	
	鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車		
	金属製のもの	7	
	その他のもの	4	
	フォークリフト	4	
	トロッコ		
	金属製のもの	5	
	その他のもの	3	
	その他のもの		
	自走能力を有するもの	7	
	その他のもの	4	